

(証券コード 5950)

2020年3月10日

株 主 各 位

大阪市北区大淀中1丁目1番90号

日本パワーファスニング株式会社

代表取締役会長兼社長 土 肥 雄 治

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、議決権行使書用紙に記載の行使期限までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区大淀中1丁目1番30号
梅田スカイビル タワーウエスト22階（会議室E）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第57期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第57期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 資本準備金の額の減少の件 |
| 第2号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.jpfn-net.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、雇用や所得環境の改善が見られる一方で、米中貿易摩擦の長期化や英国のEU離脱問題等による世界経済の減速を背景に、輸出や生産に弱さが見られるなど景気の停滞感が強まり、先行き不透明な状況が継続しました。

当社グループの業績に関係の深い住宅市場におきましては、賃貸住宅の不振に加え、持家住宅についても弱さが見られ、新設住宅着工戸数は前年に比べ4.0%減少しました。

このような経済環境のもと、当社グループは新製品の開発強化や従来品のグレードアップ等、競争力の強化に努めるとともに事業所の統廃合や資産売却を進める等、中期経営計画

(2018年2月策定)で掲げた重点施策を推進してまいりましたが、中国事業については長年赤字が続いていたことに加え、中期経営計画で掲げたEV向け端子ビスの受注がかなわなかったことから全面撤退する方針を決定し(2019年12月20日公表)、撤退にかかる作業を進めました。かかる作業の結果、中国連結子会社において整理解雇を行った従業員に対する経済補償金(退職金)や、生産終了を前提にした固定資産の減損損失等多額の特別損失を計上するにいたりました。

なお、当社は2019年8月にアドバンテッジアドバイザーズ株式会社と経営全般に対するアドバイスと経営支援を目的とした事業提携契約を締結するとともに、同社がサービスを提供するファンドに対して新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債を発行し、経営管理体制の強化と成長資金の確保に努めました。詳細につきましては、2019年8月7日発表の「事業提携に関するお知らせ」及び「第三者割当により発行される第1回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ」をご参照ください。

当連結会計年度の売上高は、2018年11月に事業撤退した太陽光発電パネル組立て加工の売上高の減少及び中国市場における自動車用部品の売上高が低調に推移した影響により前期比4.1%減の7,093百万円となりました。営業損益は、売上高の減少により固定費負担が増加したことに加え、原材料価格や運賃等の諸経費の上昇の影響により273百万円の損失(前期は165百万円の損失)となりました。経常損益は、外国為替相場の変動により、当社の外貨建資産及び在外連結子会社の円建債務などにかかる為替差損を計上したことに加え、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う諸経費の発生等により、361百万円の損失(前期は249百万円の損失)となり、親会社株主に帰属する当期純損益は、中国事業撤退に係る特別退

職金557百万円及び関係会社整理損失引当金繰入額120百万円並びに減損損失278百万円を特別損失に計上したこと等により1,509百万円の損失（前期は330百万円の損失）となりました。

当期の期末配当につきましては、前連結会計年度より継続して損失を計上していることから、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、引き続き無配とさせていただきたいと存じます。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

報告セグメントごとの概況は次のとおりであります。

〔建築用ファスナー及びツール関連事業〕

当事業の主力製品であるドリルねじ・ガスツール関連につきましては、2018年11月に事業撤退した太陽光発電パネル組立て加工の売上高減少の影響等により、外部売上高は6,661百万円（前期比1.9%減）となり、セグメント損益は、売上高の減少による固定費負担が増加したことに加え、原材料価格や運賃等の諸経費の上昇により182百万円の損失（前期は106百万円の損失）となりました。

〔自動車・家電等部品関連事業〕

中国における自動車用部品につきましては、中国国内市場における自動車販売台数の減少による影響等により、外部売上高は421百万円（前期比29.8%減）となりました。セグメント損益は、売上高の減少による固定費負担の増加から6百万円の利益（前期比79.7%減）となりました。

〔その他事業〕

その他事業は日本における不動産賃貸事業であり、外部売上高は10百万円（前期比3.6%減）となり、セグメント損益は5百万円の利益（前期比3.5%減）となりました。

企業集団の販売実績

（単位：百万円）

	第56期 2018年12月期 (前連結会計年度)	第57期 2019年12月期 (当連結会計年度)
建築用ファスナー及びツール関連事業	6,789	6,661
自動車・家電等部品関連事業	600	421
その他の事業	10	10
合 計	7,400	7,093

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は262百万円であり、その内容は次のとおりであります。

《建築用ファスナー及びツール関連事業》

当社において、工場用地及び金型の購入やねじ生産設備の更新を行い、また、中国現地法人において、ねじ・ばね生産設備の更新等を行いました。その結果、当事業の設備投資額は253百万円となりました。

《自動車・家電等部品関連事業》

中国現地法人において、ねじ・ばね生産設備の更新等を行った結果、当事業の設備投資額は8百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、第1回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により、総額552百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、総人口の減少、都市部への人口集中、少子高齢化など今後予想される建築市場の構造的な変化への対応が重要な経営課題となっております。また、当社グループは、連結決算において2期連続の営業損失を計上し、親会社株主に帰属する当期純損失につきましても、中国事業撤退に伴う特別退職金や減損損失などを特別損失に計上したことにより1,509百万円の赤字となるなど、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在していると認識しております。

このように当社グループの経営環境は、依然として厳しい状況が続くものと予想されますが、ここ数年にわたり赤字が続いていた中国連結子会社の事業撤退を進めたことにより、2020年12月期以降の収益改善につながるものと見込んでおります。また、2019年8月に事業提携契約を締結したアドバンテッジアドバイザーズ株式会社の経営支援のもと同社の知見を活用し、国内の建築用ファスナー及びツール関連事業に経営資源を集中し、業績の立て直しをはかってまいります。なお、今後の業績改善への取り組み内容及び業績計画につきましては、経営改革プランを策定し、業績回復に努めており、事業資金についても安定的に確保できていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

なお、2020年2月に公表いたしました経営改革プランの概要は下記のとおりです。

経営改革プラン（要旨）

1. 今後の成長戦略・方針

一般建築市場向けを成長事業と捉え中国事業の撤退と合わせ事業の再構築を実現する。並行して重点施策から実施検討することで収益性の向上を加速する。

視点	見立て	今後の成長戦略・方針	
住宅市場向け	中長期的には縮小する中、ねじ需要は大きくは伸びない。	基盤事業と捉え収益の堅持を志向。	中国事業の撤退と合わせ事業の再構築を実現する。
一般建築市場向け	足元底堅く、インフラ更新需要増に伴い市場は今後も堅調に推移。	成長事業と捉え売上・収益の拡大を志向する。	
競合・自社	収益向上に資する課題や施策を見える化。	実現性が見込め収益のインパクトが大きい施策（重点施策）から順次施策を展開し収益向上を実現。	

重点施策

2020年実施	実施時期目安：2021年	実施時期目安：2022年
- 在庫状況の更なる見える化 - 在庫・物流管理の一元化 - 商品体系再構築 - 外注化 - 工場生産効率化 - 新商品の市場投入	- 人員再配置 - 営業手法・ツールの強化 - 既存販路再編 - プライシング - 開発プロセスの再構築 - 調達品の仕様見直し - 海外サプライヤー開拓 - 新商品・新販路の開拓	新商品の拡販

2. 3か年の数値計画

3か年の計画期間の中で黒字化及び事業のV字回復を実現する。

	3か年の業績推移の目標（単位：百万円）		
	2020年	2021年	2022年
売上高	6,510 (内、住宅市場向け 3,060 一般建築市場向け 3,450)	6,800 (内、住宅市場向け 3,000 一般建築市場向け 3,800)	7,000 (内、住宅市場向け 2,900 一般建築市場向け 4,100)
営業利益	60	150	200
純利益	0	70	100
経営計画イメージ	【止血期】①		【地盤固め～飛躍期】②

①収益性の改善による黒字化の必達【止血期（2020年）の取組】

止血期は、収益改善を目指しコスト削減を重点的に進めていく。並行して、2021年以降の売上・収益拡大にかけた仕込みを進めていく。

収益改善施策

施策	概要	効果
中国事業撤退	赤字が続いていた中国事業の撤退完了に伴い収益が向上。	200 百万円
事業再構築に伴う人材再編成	事業再構築に伴う人材再編成（退職等）によるコスト減。	80 百万円
一般建築市場向け事業シフトによる収益増	粗利率の高い一般建築市場向け事業シフトに伴う収益（粗利）増。	20 百万円

②事業再構築による売上・収益改善の促進【地盤固め～飛躍期の取組】

地盤固め期以降は、一般建築市場向けの新商品の拡販を進め、事業再構築及び売上・収益拡大を進めていく。

新商品の売上の見立て（粗利増効果）

新商品	2021年	2022年
ビーンズアンカー・ブルームスタッド	+2.5億円（0.8億円）	+3.6億円（1億円）
ガスツール ＋ ピン	+0.6億円（0.2億円）	+0.7億円（0.3億円）

上記経営改革プランを着実に遂行することで、早期の赤字脱却及びファスニング分野における課題解決型の高付加価値企業となることを目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第54期 2016年12月期	第55期 2017年12月期	第56期 2018年12月期	第57期 2019年12月期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	8,102	7,799	7,400	7,093
経常利益(百万円) 又は経常損失(△)	33	124	△249	△361
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円) 又は当期純損失(△)	3	117	△330	△1,509
1株当たり 当期純利益(円) 又は当期純損失(△)	0.18	7.16	△20.36	△93.00
純資産額(円)	224.16	226.71	190.57	104.45
純資産(百万円)	3,730	3,678	3,092	1,697
総資産(百万円)	10,277	9,687	8,642	8,222

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
Japan Power Fastening Hong Kong Limited (略称：JPF香港)	127,978千香港ドル	100.00%	中国現地法人の統括
蘇州強力五金有限公司	16,210千米ドル	100.00% (100.00%)	工業用ファスナーの製造・販売

(注) 出資比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

④ その他
技術提携の主要な相手先は、イリノイ・ツール・ワークス社(米国)であります。

(7) 主要な事業内容

区 分	主 要 製 品 ・ 事 業 内 容
建 築 用 フ ァ ス ナ ー 及 び ツ ー ル 関 連 事 業	ドリルねじ 石膏ボード用特殊ねじ ドライウォール用特殊ねじ ALC用特殊ねじ 木造用耐震ねじ コンクリート用特殊ねじ コンクリート用アンカー あと施工アンカー 特殊ピン 特殊ネイル 座金組込ナット 住宅用締結金具 ねじ連続打込機 ガス式びょう打機
自 動 車 ・ 家 電 等 部 品 関 連 事 業	自動車用金具 自動車用ねじ
そ の 他 事 業	建物等賃貸料収入

(8) 主要な営業所及び工場

① 日本パワーファスニング株式会社

本 社 大阪市北区大淀中1丁目1番90号

工 場 下 館 工 場 (茨城県筑西市) 豊 岡 工 場 (兵庫県豊岡市)

事 業 所 北 関 東 事 業 所 (茨城県筑西市) 静 岡 事 業 所 (静岡県掛川市)

滋 賀 事 業 所 (滋賀県守山市)

営 業 所 札 幌 営 業 所 (札幌市) 仙 台 営 業 所 (仙台市)

東 京 営 業 部 (東京都中央区) 名 古 屋 営 業 所 (名古屋市)

富 山 営 業 所 (富山市) 大 阪 営 業 部 (大阪市)

山 口 営 業 所 (山口市) 福 岡 営 業 所 (福岡市)

② Japan Power Fastening Hong Kong Limited

本 社 中華人民共和国香港特別行政区

③ 蘇州強力五金有限公司

本社及び工場 中華人民共和国江蘇省太倉市經濟開發区東亭路

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比較増減
203名	281名減

(注) 使用人数が前連結会計年度末と比べ281名減少しておりますが、その主な理由は、蘇州強力五金有限公司で従業員の整理解雇等を行ったことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比較増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
176名	9名減	42.9歳	17.2年

(注) 使用人数は、当社から他社への出向者を除く就業人員であります。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高 (千円)
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	1,282,019
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,237,400
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	510,030
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	310,000
み ず ほ 銀 行 (中 国) 有 限 公 司	307,348
株 式 会 社 常 陽 銀 行	86,100
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	58,900

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(事業提携契約の締結)

当社は、2019年8月7日開催の当社取締役会において、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社と事業提携契約を締結することを決議し、2019年8月23日付で事業提携契約を同社との間で締結いたしました。同社より経営全般に対するアドバイスを受けるとともに、同社の持つ様々な知見やネットワークを活用することにより、当社の企業価値向上と持続的な成長を図ってまいります。

(第三者割当により発行される第1回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行)

当社は、2019年8月7日開催の当社取締役会において、第三者割当により発行される第1回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行について決議し、割当先との間で、同日付で本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る引受契約を締結、2019年8月23日付で払込みが完了いたしました。

詳細につきましては、「3. 会社の新株予約権等に関する事項 (3) その他新株予約権等の状況」をご参照ください。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 39,800,000株

(2) 発行済株式の総数 18,688,540株
(うち自己株式数2,463,276株)

(3) 株主数 2,852名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数(千株)	持 株 比 率 (%)
積 水 ハ ウ ス 株 式 会 社	3,877	23.90
土 肥 雄 治	1,504	9.27
伊 藤 忠 丸 紅 鉄 鋼 株 式 会 社	1,000	6.16
土 肥 智 雄	998	6.15
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	766	4.72
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	762	4.70
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	753	4.65
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	341	2.11
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	234	1.45
モ リ テ ッ ク ス チ ール 株 式 会 社	212	1.31

(注) 1. 当社は自己株式を2,463,276株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式(2,463,276株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況

I. 2019年8月7日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回新株予約権

新株予約権の総数	38,194個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 3,819,400株 (注) 1 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり72円 (本新株予約権の払込総額金2,749,968円)
新株予約権の払込期日	2019年8月23日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初価額1株につき144円 (注) 2、3 なお、行使価額は修正又は調整されることがある。
新株予約権の行使期間	2019年8月23日から2024年8月23日まで (注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	1. 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 2. 増加する資本準備金の額は、上記1記載の資本金等増加限度額から上記1に定めるその端数を切り上げるものとする増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
割当先	第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割当てた。 投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号 24,370個 Inflexion II Cayman, L.P. 10,330個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合83号 3,494個

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、14,400円（以下「出資金額」という。）を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額を当該行使請求の効力発生日にお

いて適用のある行使価額で除して得られる最大整数とする。（1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）

なお、本新株予約権の目的となる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。但し、下記「（注）2. 新株予約権の行使時の払込金額」「[b] 項又は [c] 項に従い、行使価額が修正又は調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。

（注）2. 新株予約権の行使時の払込金額

[a] 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権1個の行使に際し、出資される財産は、14,400円とする。

[b] 行使価額

[1] 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「行使価額」という。）は、144円とする。なお、行使価額は次項第[1]号乃至第[6]号に定めるところに従い調整されることがある。

[2] 2020年2月25日及び2021年2月22日（修正日）まで（当日を含む。）の5連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、116円をいう。（但し、次項第[1]号乃至第[3]号に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）

[c] 行使価額の調整

[1] 行使価額の調整

① 当社は、本新株予約権の発行後、本号②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{既発行} \\ \text{行使価額} & = & \text{普通株式数} + \frac{\text{発行又は} \times \text{1株当たりの発行又は} \\ & & \text{処分株式数} \quad \text{処分価額} \\ & & \text{時価} \\ & \times & \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \\ & & \text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数} \end{array}$$

② 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ 時価（第〔2〕号②に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株式に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

ニ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ホ 上記イ乃至ハの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至ハにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権を有する者（以下「新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

[2] ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第[1]号②ホの場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第[1]号②又は本項第[6]号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本項第[1]号②ホの場合には、行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

④ 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

[3] 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第[4]号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（本項第[4]号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本項第[4]号③の場合は、取得条項付株式又は取

得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価（総称して、以下「取得価額等」という。）をいう。）が、本項第[4]号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後行使価額が116円を下回ることとなる場合には、116円とする。）に調整される。

[4] 本項第[3]号により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

③ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

④ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、第[1]号②ホに定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

[5] 本項第[1]号及び第[3]号の両方に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。

[6] 本項第[1]号②及び第[4]号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

[7] 前項第[2]号により行使価額の修正を行う場合、又は本項第[1]号乃至第[6]号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(注) 3. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

[a] 本新株予約権の行使請求により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する当社普通株式の数は行使価額の修正に伴って変動する仕組みとなっているため、株価が下落し、上記「(注) 2. 新株予約権の行使時の払込金額」[b]項第[2]号に従い行使価額が修正された場合には、本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。

[b] 行使価額の修正基準

2020年2月25日及び2021年2月22日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日まで（当日を含む。）の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（以下「修正日価額」という。）が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。

[c] 行使価額の修正頻度

2回（2020年2月25日及び2021年2月22日に修正されることがある。）

[d] 行使価額の下限等

上記「(注) 2. 新株予約権の行使時の払込金額」[b]項第[2]号に従い修正される行使価額の下限は、116円とする。（但し、上記「(注) 2. 新株予約権の行使時の払込金額」[c]項第[1]号乃至第[6]号に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）

(注) 4. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、割当先との間で2019年8月7日付で締結した本引受契約において、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使について以下のとおり合意しました。なお、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を割当先に割当てる日は2019年8月23日とする。

[1] 割当先は、2019年8月23日から2020年2月24日までの期間は、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を行使しない。

[2] [1]にかかわらず、①当社の単体又は連結の半期の損益計算書に記載される営業損益が2連続で損失となった場合、②当社の各事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、③本引受契約に定める前提条件が成就していなかったことが判明した場合、又は④当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反（軽微な違反を除く。）した場合には、割当先は、その後いつでも本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を行使できる。

また、当社は、本引受契約において、①払込期日から2024年8月23日までの間、割当先の事前の書面による同意なく、株式等を発行又は処分してはならないこと、②本払込期日から2024年8月23日までの間、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとする、及び③割当先が②による引受けを希望する場合、発行会社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分することを約束しました。

Ⅱ．2019年8月7日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の総数	49個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 2. 新株予約権の目的である株式の数は、本転換社債型新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、同時に行使された本転換社債型新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元株制度を採用している場合において、本転換社債型新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。）。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
新株予約権の行使の際して出資される財産の内容及び価額	1. 本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 2. 本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。 （注）1、2
新株予約権の行使期間	2019年8月23日から2024年8月21日まで （注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	1. 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 2. 増加する資本準備金の額は、上記1記載の資本金等増加限度額から上記1に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

割当先	第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割当てた。 投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号 32個 Inflexion Ⅱ Cayman, L. P. 13個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合83号 4個
-----	--

(注) 1. 新株予約権の行使時の払込金額

[a] 転換価額

- [1] 各本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、144円とする。なお、転換価額は次項第[1]号乃至第[6]号に定めるところに従い調整されることがある。
- [2] 2020年2月25日及び2021年2月22日（修正日）まで（当日を含む。）の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、116円をいう。（但し、次項第[1]号乃至第[6]号に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）

[b] 転換価額の調整

[1] 転換価額の調整

- ① 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{調整後} & = & \text{調整前} \\
 \text{転換価額} & & \text{転換価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{c}
 \text{既発行} \\
 \text{普通株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{c}
 \text{発行又は} \\
 \text{処分株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{c}
 \text{1株当たりの発行又は} \\
 \text{処分価額}
 \end{array}
 }{
 \text{時価}
 }
 }{
 \text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}
 }$$

② 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ 時価（第〔2〕号②に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

ニ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ホ 上記イ乃至ハの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至ハにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには、本転換社債型新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\begin{array}{c} \text{(調整前転換価額} \\ \text{－調整後転換価額)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{調整前転換価額により当該期間内に} \\ \text{交付された普通株式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- [2] ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、本項第[1]号②ホの場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本項第[1]号②又は本項第[6]号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本項第[1]号②ホの場合には、転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- ④ 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

[3] 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第[4]号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（本項第[4]号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本項第[4]号③の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価（総称して、以下「取得価額等」という。）をいう。）が、本項第[4]号において調整後転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後転換価額が116円を下回ることとなる場合には、116円とする。）に調整される。

[4] 本項第[3]号により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後転換価額は、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

③ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

④ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本転換社債型新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、第[1]号②ホに定める算

出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

[5] 本項第[1]号及び第[3]号の両方に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整する。

[6] 本項第[1]号②及び第[4]号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

① 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

[7] 前項第[2]号により転換価額の修正を行う場合、又は本項第[1]号乃至第[6]号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(注) 2. 本転換社債型新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であり、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

[a] 本転換社債型新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は株価の下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る本転換社債型新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数であるため、上記「(注) 1. 新株予約権の行使時の払込金額」[a] 項第[2]号に従い転換価額が修正された場合には、本転換社債型新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。

[b] 転換価額の修正基準

2020年2月25日及び2021年2月22日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日まで（当日を含む。）の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（以下「修正日価額」という。）が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。

[c] 転換価額の修正頻度

2回（2020年2月25日及び2021年2月22日に修正されることがある。）

〔d〕 転換価額の下限等

上記「（注） 1. 新株予約権の行使時の払込金額」〔a〕項第〔2〕号に従い修正される転換価額の下限は、116円とする（但し、上記「（注） 1. 新株予約権の行使時の払込金額」〔b〕項第〔1〕号乃至第〔6〕号に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）。なお、本転換社債型新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、行使請求に係る本転換社債型新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数となる。

（注） 3. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、割当先との間で2019年8月7日付で締結した本引受契約において、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使について以下のとおり合意しました。なお、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を割当先に割当てる日は2019年8月23日とする。

〔1〕 割当先は、2019年8月23日から2020年2月24日までの期間は、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を行使しない。

〔2〕 〔1〕にかかわらず、①当社の単体又は連結の半期の損益計算書に記載される営業損益が2連続で損失となった場合、②当社の各事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、③本引受契約に定める前提条件が成就していなかったことが判明した場合、又は④当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反（軽微な違反を除く。）した場合には、割当先は、その後いつでも本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を行使できる。

また、当社は、本引受契約において、①払込期日から2024年8月23日までの間、割当先の事前の書面による同意なく、株式等を発行又は処分してはならないこと、②本払込期日から2024年8月23日までの間、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとする、及び③割当先が②による引受けを希望する場合、発行会社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分することを約束しました。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2019年12月31日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
土 肥 雄 治	代表取締役会長兼社長	Japan Power Fastening Hong Kong Limited Director 蘇州強力五金有限公司 董事長
海 保 好 秀	専 務 取 締 役 管 理 本 部 役 長	蘇州強力五金有限公司 董事
村 田 定 雄	常 務 取 締 役 社 長 特 命 生 産 再 編 担 当	
夏 原 健 二	取 営 業 締 本 部 役 長	蘇州強力五金有限公司 董事
福 島 寿 和	取 締 締 本 部 役 長 兼 生 産 下 館 工 場 長	
長 谷 部 優	取 締 締 本 部 役 長 企 画 開 発 本 部 役 長	
小 西 良 幸	取 締 締 役 監 査 等 委 員 (常 勤)	
本 郷 修	取 締 締 役 員 監 査 等 委 員	本郷・藤原法律事務所 パートナー
加 藤 弘 之	取 締 締 役 員 監 査 等 委 員	エクジット株式会社 代表取締役 税理士法人エクジット 代表社員

- (注) 1. 海保好秀、長谷部優の両氏は、2019年3月28日開催の第56期定時株主総会にて新たに取締役（監査等委員であるものを除く。）に選任され就任いたしました。
2. 小西良幸氏は、2019年3月28日開催の第56期定時株主総会にて新たに監査等委員である取締役に選任され就任いたしました。
3. 監査等委員である取締役 小西良幸氏は、常勤の監査等委員であります。当社では、社内事情に精通した者を配置し、取締役会以外の重要な社内会議への出席等による情報収集や内部監査部門との緊密な連携を図ることにより、実効性のある監査・監督体制を確保するため、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 監査等委員である取締役 本郷修、加藤弘之の両氏は、社外取締役であります。
5. 監査等委員である取締役 加藤弘之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、監査等委員である取締役 本郷修、加藤弘之の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
村 田 定 雄	常 務 取 締 役 生 産 本 部 長	常 務 取 締 役 社 長 特 命 生 産 再 編 担 当	2019年 9 月 1 日
福 島 寿 和	取 締 役 研 究 開 発 本 部 長	取 締 役 生 産 本 部 長	2019年 9 月 1 日
	取 締 役 生 産 本 部 長	取 締 役 生 産 兼 下 館 工 場 長	2019年10月 1 日
長 谷 部 優	取 締 役 商 品 開 発 担 当	取 締 役 商 品 開 発 担 当 長	2019年 4 月 1 日
	取 締 役 商 品 開 発 担 当 長 兼 営 業 企 画 部 長	取 締 役 企 画 開 発 本 部 長 兼 企 画 部 長	2019年 9 月 1 日
	取 締 役 企 画 開 発 本 部 長 兼 企 画 部 長	取 締 役 企 画 開 発 本 部 長	2019年10月 1 日

8. 当事業年度中における取締役の重要な兼職等の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
土 肥 雄 治	蘇州強力五金有限公司 董事	蘇州強力五金有限公司 董事長	2019年12月20日
海 保 好 秀	—	蘇州強力五金有限公司 董事	2019年12月20日
夏 原 健 二	—	蘇州強力五金有限公司 董事	2019年 1 月 1 日

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 理 由	退任時の地位及び担当
伊 藤 三 郎	2019年 3 月 28 日	任 期 満 了	代 表 取 締 役 専 務
小 西 良 幸	2019年 3 月 28 日	任 期 満 了	常 務 取 締 役 管 理 本 部 長
海 保 好 秀	2019年 3 月 28 日	辞 任	取 締 役 監 査 等 委 員 (常 勤)

(注) 夏原健二氏は、2020年1月31日付で取締役を辞任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役 小西良幸、本郷修、加藤弘之の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 取締役を支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8名 （－）	40,710千円 （－）	株主総会決議による報酬限度額 （2016年3月29日決議） 取締役（監査等委員を除く） 150,000千円 取締役（監査等委員） 50,000千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （2名）	19,050千円 （7,200千円）	
合 計 （うち社外取締役）	10名 （2名）	59,760千円 （7,200千円）	

- （注） 1. 上記には、2019年3月28日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって退任しました取締役（監査等委員を除く）2名及び取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
2. 上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。
3. 支給人員の合計は、取締役（監査等委員を除く）と取締役（監査等委員）の重複する人数を除いて記載しております。
4. 摘要欄の決議額は1年間の金額であります。

(5) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

①取締役（監査等委員） 本郷修氏は、本郷・藤原法律事務所のパートナーを兼職しております。本郷・藤原法律事務所と当社との間で法律顧問契約を締結しておりますが、顧問弁護士は他の弁護士であり、その顧問料は僅少であります。

②取締役（監査等委員） 加藤弘之氏は、エクジット株式会社の代表取締役及び税理士法人エクジットの代表社員を兼職しております。税理士法人エクジットと当社との間で税務会計顧問契約を締結しておりますが、その顧問料は僅少であります。エクジット株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取 締 役 監 査 等 委 員	本 郷 修	当事業年度中に開催された取締役会16回のうち15回、監査等委員会15回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地からの議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 監 査 等 委 員	加 藤 弘 之	当事業年度中に開催された取締役会16回のうち15回、監査等委員会15回のすべてに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地からの議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 SCS国際有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	23,000千円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

会計監査人と当社の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額であります。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会が監査等委員全員の同意により会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することとします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役及び使用人の職務の執行を監査・監督するため、独立性の高い社外取締役を監査等委員として選任するとともに、業務部門から独立した内部監査部門を設置する。

ロ. コンプライアンス規程、コンプライアンスマニュアル及びJPFグループ社員行動規範を定め、それらを遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組む。

ハ. 法令・諸規則及び規程に反する行為を早期に発見・是正するため、内部通報制度を整備する。

ニ. 内部監査部門は、内部統制システム構築の基本方針に従い、事業活動が法令及び定款等に準拠して適正・妥当に行われているかを監査し、その結果について社長に報告するとともに、取締役会及び監査等委員会にも報告を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役は、重要な職務執行・意思決定に係る情報を記録し、それら情報の保存期限その他の管理体制を整備するものとし、取締役は当該情報を常時閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスク管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、当社全体のリスク管理体制を明確化する。

ロ. リスク管理委員会を設置し、組織横断的にリスク状況を監視するとともに全社的対応に努め、各部門が所管業務に付随するリスク管理を適正に行う体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会及び本部長会を原則として毎月開催し、経営計画の月次・四半期ごとの業績のレビューを行い、改善策を策定する。

ロ. 職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等により権限と責任の明確化を徹底する。

- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- イ. 関係会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を求める。
- ⑥ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. リスク管理規程及び関係会社管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。
- ⑦ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 関係会社管理規程を定め、子会社の統括部門を設置し、子会社の経営自立と合理化の推進、業績の向上について積極的に協力する。
- ロ. 当社の役職員を子会社の役職員として派遣し、グループ経営の推進を図る。
- ⑧ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. J P F グループ社員行動規範を定め、子会社の役職員にも周知徹底する。
- ロ. 当社の内部監査部門が子会社の業務についても監査を行い、その結果を当社の取締役会、監査等委員会に報告する。
- ⑨ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 内部監査部門が監査等委員会の監査補助を行い、総務部門が監査等委員会の事務的補助を行う。
- ロ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事評価、異動等については、監査等委員会の同意を要するなど取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性を確保する。
- ハ. 上記ロ. の監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。
- ⑩ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 監査等委員は取締役会のほか、本部長会等その他の重要な会議に出席することにより、取締役等からその職務の執行状況を聴取するものとし、関係資料について常時閲覧することができる。

- ロ. 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は以下の重要情報について、発生の都度、速やかに監査等委員会に報告を行う。
 - a. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実。
 - b. 会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事実。
 - c. 役職員が法令もしくは定款に違反する行為をしたとき、またはこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨。
 - d. その他、監査等委員会から特に報告を求められた事項。
- ⑪ 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者からの報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
 - イ. 当社グループの役職員は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ロ. 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。
- ⑫ 監査等委員会へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ. 当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
 - ロ. 当社は内部通報規程において、当社グループの役職員が当社の監査等委員会に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、経営陣から独立した窓口の設置、情報提供者の秘匿、及び当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益扱いの禁止を明記する。
- ⑬ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - イ. 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑭ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査等委員は、会社のすべての重要情報について常時閲覧することができる。
 - ロ. 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と連携して監査を行う。
 - ハ. 監査等委員会は、グループ監査会を開催することができる。

ニ. 監査等委員会は、グループ会社の代表者から内部統制やリスク管理等についてヒヤリングを行うことができる。

ホ. 監査等委員会は、定期的に代表取締役及び管理部門担当取締役と意見交換を行う。

⑮ 反社会的勢力の排除に向けた体制

イ. 暴力団等の反社会的勢力とは一切の関係を持たないという企業倫理を確立する。

ロ. 新規取引先との取引開始に当たっては、反社会的勢力が関与していないことを確認する。

ハ. 反社会的勢力からの不法・不当な要求に対して断固として拒絶する。

ニ. 「コンプライアンスマニュアル」及び「J P F グループ社員行動規範」において周知徹底する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する取組みの状況

当社は経験豊富な弁護士並びに公認会計士を社外取締役（監査等委員）として選任するとともに、業務部門から独立した内部監査部門を設置し、取締役及び使用人の職務の執行を監査する体制としております。また、「コンプライアンスマニュアル」や「J P F グループ社員行動規範」等の規程・規則を社内文書管理データベースへ掲示し、適宜参照できる体制を整備するとともに、朝礼での復唱やリスク管理月間におけるチェックを通じて、周知を図っております。なお、社内及び外部に内部通報窓口を設置しており、当該通報を行ったことにより通報者が不利益な扱いを受けることがないように不利益扱いの禁止を含む内部通報規程を定め周知しております。

② 損失の危険の管理に関する取組みの状況

リスク管理規程等社内規程を定めるとともに、リスク管理委員会を開催し、組織横断的にリスク状況を把握するとともに、リスクコントロールに努めております。また、毎年リスク管理月間を定め、管理状況の点検や周知を図っております。

③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取組みの状況

取締役会（16回開催）や本部長会（11回開催）において、業績や事業計画の進捗状況をチェックするとともに、職務分掌規程や職務権限規程、稟議規程等により権限と責任を明確化することで、取締役の職務執行の適正性・効率性を確保しております。

④ 当社グループにおける業務の適正性確保に関する取組みの状況

当社子会社の事業運営については、「関係会社管理規程」に基づき、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項及び当社に対する報告事項等を定め、その執行状況をモニタリングしております。また、当社の取締役、幹部使用人が子会社の役員を兼務し、管理・監督する体制としております。内部監査部門は、子会社の内部監査を実施するとともに、その結果を取締役会・監査等委員会に報告するなど、現状把握に努めております。

⑤ 監査等委員会の監査の実効性確保に関する取組みの状況

監査等委員会による監査を実効的なものとするため、常勤の監査等委員が本部長会やリスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、内部監査部門と緊密に連携を図っております。また、監査等委員会は代表取締役をはじめ業務執行を行う取締役と定期的に意見交換を行うとともに、会計監査人とも定期的に意見交換を行い、取締役の業務執行状況や会計監査の状況等の把握に努めております。

⑥ 反社会的勢力の排除に関する取組みの状況

反社会的勢力対応の組織的対処のための不当要求防止を統括する部署を総務担当部門とし、平素より所轄の警察署や企業防衛対策協議会、顧問弁護士等の外部専門機関との協力体制を構築しております。また、当社制定の取引基本契約書において、反社会的勢力排除条項を設ける等の対策をしております。なお、不当要求があった場合は、総務担当部門を中心に外部専門機関と連携して速やかに排除する体制を整備しております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識し、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実を図りつつ、業績に応じた安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

内部留保金につきましては、財務体質の改善に資する負債の返済、生産設備の更新・増強や成長分野への投資等に充当し、事業の拡大に努めてまいります。

なお、当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,118,656	流 動 負 債	4,924,455
現金及び預金	523,767	支払手形及び買掛金	837,123
受取手形及び売掛金	1,582,347	電子記録債務	649,648
電子記録債権	615,852	短期借入金	2,173,020
商品及び製品	1,441,258	1年内返済予定の長期借入金	697,285
仕掛品	311,623	リース債務	31,873
原材料及び貯蔵品	557,445	未払法人税等	23,964
その他	86,600	関係会社整理損失引当金	118,927
貸倒引当金	△239	賞与引当金	422
固 定 資 産	3,103,377	その他	392,191
有形固定資産	2,449,262	固 定 負 債	1,600,052
建物及び構築物	879,775	新株予約権付社債	549,976
機械装置及び運搬具	398,176	長期借入金	921,493
工具・器具及び備品	47,390	リース債務	28,558
土地	1,055,778	退職給付に係る負債	3,030
リース資産	4,046	繰延税金負債	59,329
建設仮勘定	64,094	その他	37,665
無形固定資産	80,072	負 債 合 計	6,524,508
投資その他の資産	574,042	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	292,044	株 主 資 本	1,351,697
その他	290,756	資 本 金	2,550,000
貸倒引当金	△8,757	資 本 剰 余 金	1,528,007
資 産 合 計	8,222,034	利 益 剰 余 金	△2,314,044
		自 己 株 式	△412,264
		その他の包括利益累計額	343,078
		その他有価証券評価差額金	56,096
		土地再評価差額金	△126,782
		為替換算調整勘定	413,763
		新 株 予 約 権	2,749
		純 資 産 合 計	1,697,525
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,222,034

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,093,825
売上原価		5,609,885
売上総利益		1,483,939
販売費及び一般管理費		1,757,583
営業損失(△)		△273,643
営業外収益		
受取利息	1,710	
受取配当金	10,262	
補助金収入	3,170	
売電収入	2,908	
その他	8,837	26,888
営業外費用		
支払利息	41,128	
社債利息	1,958	
社債発行費	21,152	
為替差損	26,174	
その他	24,350	114,764
経常損失(△)		△361,519
特別利益		
固定資産売却益	33,097	33,097
特別損失		
特別退職金	557,977	
減損損失	278,607	
投資有価証券評価損	149,391	
関係会社整理損失引当金繰入額	120,000	
事業再編損	50,298	
その他	2,528	1,158,803
税金等調整前当期純損失(△)		△1,487,226
法人税、住民税及び事業税	16,626	
法人税等調整額	5,152	21,778
当期純損失(△)		△1,509,004
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△1,509,004

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
2019年1月1日期首残高	2,550,000	1,528,007	△710,549	△412,259	2,955,197
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）	—	—	△1,509,004	—	△1,509,004
自己株式の取得	—	—	—	△5	△5
土地再評価差額金の取崩	—	—	△94,490	—	△94,490
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△1,603,494	△5	△1,603,500
2019年12月31日期末残高	2,550,000	1,528,007	△2,314,044	△412,264	1,351,697

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
2019年1月1日期首残高	△72,755	△221,272	430,955	136,927	—	3,092,125
連結会計年度中の変動額						
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）	—	—	—	—	—	△1,509,004
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△5
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	△94,490
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額（純額）	128,851	94,490	△17,191	206,150	2,749	208,900
連結会計年度中の変動額合計	128,851	94,490	△17,191	206,150	2,749	△1,394,599
2019年12月31日期末残高	56,096	△126,782	413,763	343,078	2,749	1,697,525

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【連結注記表】

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数…………… 2 社

連結子会社の名称

Japan Power Fastening Hong Kong Limited

蘇州強力五金有限公司

② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

a. 時価のあるもの……連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b. 時価のないもの……移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

機械装置及び運搬具 2～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

当社は以下の方法によっております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの

自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社は売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社については個別判定による貸倒見積相当額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び在外連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 関係会社整理損失引当金

当社及び在外連結子会社は関係会社の事業整理等に伴い、将来負担することとなる損失の発生に備えるため、債権に対する回収不能見込額も含めた当該損失見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

なお、確定給付型の制度として退職一時金制度及び適格退職年金制度を設けておりましたが、2005年4月に退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行し、また、2010年12月に一部の経過措置対象者を除き、その全部を確定拠出年金制度へ移行しております。本移行においては退職一時金を確定拠出年金へ移管していないため、移行時の在籍従業員に対する退職一時金に係る退職給付に係る債務を計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は「純資産の部」における「為替換算調整勘定」に含めております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象……外貨建輸入予定取引、借入金

ハ. ヘッジ方針

取締役会の決議を経て、為替及び金利の変動リスクを回避するためにヘッジを行っております。なお、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のために単独でデリバティブ取引を行うことはありません。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、ヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であり、為替変動による相関関係は確保されているのでヘッジの有効性の判定は省略しております。

金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(繰延資産の処理方法)

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(消費税等の会計処理)

税抜方式により処理しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(連結損益計算書)

「受取保険金」は前連結会計年度において区分掲記しておりましたが、金額的重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,299,567千円

(2) 担保に供している資産

電子記録債権 121,971千円

建物及び構築物 361,729千円

土地 711,976千円

投資有価証券 195,922千円

合計 1,391,599千円

上記に対する債務

短期借入金 158,517千円

長期借入金(1年内返済予定を含む) 658,870千円

合計 817,387千円

(3) 連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

当該手形等の金額は、次のとおりです。

受取手形 20,168千円

電子記録債権 8,668千円

(4) 土地の再評価

2000年3月31日付で「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、「再評価に係る繰延税金負債」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

その再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」に規定する土地の価額を算出する方法と同様の方法を採用しております。

なお、当連結会計年度末における再評価を行った事業用土地の時価は再評価後の帳簿価額を249,481千円下回っております。

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
中華人民共和国 江蘇省太倉市	生 産 設 備 等	機 械 装 置 等	176,649千円
滋賀県野洲市	そ の 他 事 業 (賃 貸 用 資 産)	土 地 及 び 建 物 等	75,980千円
中華人民共和国 江蘇省太倉市	遊 休 (投 資 用 不 動 産)	投 資 不 動 産	25,977千円

(経緯)

上記の資産の内、中国の生産設備については、2019年12月20日に公表いたしました中国事業撤退の方針決定に伴い、生産終了を前提とした固定資産の減損損失金額であります。滋賀県野洲市の賃貸用資産については、2019年12月13日に公表いたしました当社の土地及び建物の売却の決議に伴い、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、売却価額及び売却に関わる費用をもとに回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。中国の投資用不動産については、中国現地法人での不動産の売買契約を締結したことから「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、売却価額及び売却に関わる費用をもとに回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(グルーピングの方法)

資産のグルーピングは事業区分ごとに行っており、遊休資産については個別物件単位で行っております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は正味売却価額により測定しております。賃貸用の土地及び建物に係る回収可能価額及び投資用不動産に係る回収可能価額は、契約に基づく正味売却価額により算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	18,688	—	—	18,688
合 計	18,688	—	—	18,688
自己株式				
普通株式(注)	2,463	0	—	2,463
合 計	2,463	0	—	2,463

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加(35株)であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

- ① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当のうち基準日が当連結会計年度中のもの
当連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

(3) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数 普通株式 3,819,400株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が経営者に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係わる資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利変動リスクに晒されております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

なお、これらの為替の変動リスクに対して為替予約を利用してヘッジする場合があります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、定期的に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建の輸入予定取引について、将来の取引市場での為替相場の変動リスクを回避する目的で利用しております。また、金利関連では借入金の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

当社グループの通貨スワップ取引は為替相場の変動によるリスクを、金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有しております。なお、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い国内の銀行であり、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと判断しております。

重要なデリバティブ取引の実行については、当社の取締役会の承認を受けております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に関する市場リスクを示すものではありません。

④ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち25.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）参照）

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	523,767	523,767	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,582,347		
貸倒引当金(※1)	△144		
	1,582,203	1,582,203	—
(3) 電子記録債権	615,852		
貸倒引当金(※2)	△61		
	615,791	615,791	—
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	105,826	105,826	—
関係会社株式	127,102	127,102	—
資産計	2,954,691	2,954,691	—
(5) 支払手形及び買掛金	837,123	837,123	—
(6) 電子記録債務	649,648	649,648	—
(7) 短期借入金	2,173,020	2,173,020	—
(8) 未払法人税等	23,964	23,964	—
(9) 新株予約権付社債	549,976	544,862	△5,113
(10) 長期借入金(※3)	1,618,778	1,618,741	△36
(11) リース債務(※3)	60,431	59,247	△1,184
負債計	5,912,942	5,906,606	△6,335
(12) デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 受取手形及び売掛金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 電子記録債権に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(※3) 長期借入金及びリース債務には、1年内返済予定の金額を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については取引所の価格等によっております。

なお、有価証券に関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	149,398	72,789	76,608
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	83,530	83,530	—
合計		232,929	156,320	76,608

負債

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 新株予約権付社債、(10) 長期借入金、(11) リース債務

これらの時価については元利金の合計額を同様の社債の発行又は新規借入、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ

(12) デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額59,114千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 104円45銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 93円00銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,158,317	流 動 負 債	5,063,991
現金及び預金	389,025	支払手形	76,849
受取手形	311,545	買掛金	606,434
電子記録債権	615,852	電子記録債務	649,648
売掛金	1,134,456	短期借入金	1,865,671
商品及び製品	1,250,692	1年内返済予定の長期借入金	697,285
仕掛品	235,478	リース債務	3,486
原材料及び貯蔵品	372,296	未払金	183,757
前渡金	478,146	未払法人税等	23,849
関係会社短期貸付金	300,000	関係会社整理損失引当金	850,000
その他	71,092	その他	107,009
貸倒引当金	△270	固 定 負 債	1,571,372
固 定 資 産	4,286,127	新株予約権付社債	549,976
有形固定資産	1,994,034	長期借入金	921,493
建物	535,519	リース債務	883
構築物	22,377	退職給付引当金	3,030
機械及び装置	258,580	繰延税金負債	58,323
車両運搬具	7,019	その他	37,665
工具・器具及び備品	46,617	負 債 合 計	6,635,363
土地	1,055,778	(純 資 産 の 部)	
リース資産	4,046	株 主 資 本	2,879,946
建設仮勘定	64,094	資 本 金	2,550,000
無形固定資産	1,045	資 本 剰 余 金	1,528,007
投資その他の資産	2,291,047	資本準備金	650,000
投資有価証券	133,766	その他資本剰余金	878,007
関係会社株式	1,731,222	利 益 剰 余 金	△785,795
関係会社長期貸付金	325,000	その他利益剰余金	△785,795
会 員 権	67,820	圧縮積立金	85,841
その他	42,029	繰越利益剰余金	△871,637
貸倒引当金	△8,789	自 己 株 式	△412,264
資 産 合 計	9,444,444	評価・換算差額等	△73,615
		その他有価証券評価差額金	53,166
		土地再評価差額金	△126,782
		新株予約権	2,749
		純 資 産 合 計	2,809,080
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,444,444

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		6,620,784
売 上 原 価		5,154,548
売 上 総 利 益		1,466,235
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,547,240
営 業 損 失 (△)		△81,004
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,587	
受 取 配 当 金	9,945	
売 電 収 入	2,908	
そ の 他	7,745	28,187
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	27,218	
社 債 利 息	1,958	
為 替 差 損	4,485	
社 債 発 行 費	21,152	
そ の 他	13,776	68,591
経 常 損 失 (△)		△121,409
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	33,097	33,097
特 別 損 失		
関係会社整理損失引当金繰入額	850,000	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	149,391	
減 損 損 失	75,980	
事 業 再 編 損	45,262	
そ の 他	2,528	1,123,162
税 引 前 当 期 純 損 失(△)		△1,211,474
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	16,626	
法 人 税 等 調 整 額	5,793	22,419
当 期 純 損 失 (△)		△1,233,893

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から)
(2019年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							本	
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計		
					圧 縮 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
2019年1月1日 期 首 残 高	2,550,000	650,000	878,007	1,528,007	85,841	456,746	542,588	△412,259	4,208,335
事業年度中の変動額									
当期純損失 (△)	—	—	—	—	—	△1,233,893	△1,233,893	—	△1,233,893
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△5	△5
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	△94,490	△94,490	—	△94,490
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△1,328,384	△1,328,384	△5	△1,328,389
2019年12月31日 期 末 残 高	2,550,000	650,000	878,007	1,528,007	85,841	△871,637	△785,795	△412,264	2,879,946

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換算差額等合計		
2019年1月1日 期 首 残 高	△75,251	△221,272	△296,523	—	3,911,811
事業年度中の変動額					
当期純損失 (△)	—	—	—	—	△1,233,893
自己株式の取得	—	—	—	—	△5
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	△94,490
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	128,417	94,490	222,908	2,749	225,658
事業年度中の変動額合計	128,417	94,490	222,908	2,749	△1,102,731
2019年12月31日 期 末 残 高	53,166	△126,782	△73,615	2,749	2,809,080

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

 a. 時価のあるもの………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

 b. 時価のないもの………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建 物 5～50年

 機械及び装置 2～10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの

自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

なお、確定給付型の制度として退職一時金制度及び適格退職年金制度を設けておりましたが、2005年4月に退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行し、また、2010年12月に一部の経過措置対象者を除き、その全部を確定拠出年金制度へ移行しております。本移行においては退職一時金を確定拠出年金へ移管していないため、移行時の在籍従業員に対する退職一時金に係る退職給付に係る債務を計上しております。

④ 関係会社整理損失引当金

関係会社の事業整理等に伴い、将来負担することとなる損失の発生に備えるため、債権に対する回収不能見込額も含めた当該損失見込額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ア. ヘッジ手段……………通貨スワップ、金利スワップ

イ. ヘッジ対象……………外貨建輸入予定取引、借入金

ハ. ヘッジ方針

取締役会の決議を経て、為替及び金利の変動リスクを回避するためにヘッジを行っております。なお、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のために単独でデリバティブ取引を行うことはありません。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、ヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であり、為替変動による相関関係は確保されているのでヘッジの有効性の判定は省略しております。

金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(繰延資産の処理方法)

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(消費税等の会計処理)

税抜方式により処理しております。

3. 表示方法の変更に係る注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(貸借対照表)

前事業年度において流動資産の「その他」に含めておりました「前渡金」は、金額的重要性が増したため、区分掲記することとしました。

なお、前事業年度の「前渡金」は、1,673千円であります。

(損益計算書)

「受取保険金」は前事業年度において区分掲記しておりましたが、金額的重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,659,803千円

(2) 担保に供している資産

電子記録債権 121,971千円

建物 361,729千円

土地 711,976千円

投資有価証券 72,246千円

関係会社株式 123,675千円

合計 1,391,599千円

上記に対する債務

短期借入金 158,517千円

長期借入金(1年内返済予定を含む) 658,870千円

合計 817,387千円

(3) 保証債務

(銀行借入金)

蘇州強力五金有限公司 307,348千円

(リース債務)

蘇州強力五金有限公司 59,747千円

(3,810千元)

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務(区分表示をしたものを除く)

短期金銭債権 575,310千円

短期金銭債務 1,413千円

(5) 事業年度末日満期手形等

事業年度末日満期手形等の会計処理については、当事業年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

当該手形等の金額は、次のとおりです。

受取手形 20,168千円

電子記録債権 8,668千円

(6) 土地の再評価

2000年3月31日付で「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、「再評価に係る繰延税金負債」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

その再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」に規定する土地の価額を算出する方法と同様の方法を採用しております。

なお、当事業年度末における再評価を行った事業用土地の時価は再評価後の帳簿価額を249,481千円下回っております。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 2,288,578千円

仕入高 958,636千円

営業取引以外の取引高 11,074千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
滋 賀 県 野 洲 市	そ の 他 事 業 (賃 貸 用 資 産)	土 地 及 び 建 物 等	75,980千円

(経緯)

上記の資産は、2019年12月13日に公表いたしました当社の土地及び建物の売却の決議に伴い、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、売却価額及び売却に関わる費用をもとに回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(グルーピングの方法)

資産のグルーピングは事業区分ごとに行っており、遊休資産については個別物件単位で行っております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は正味売却価額により測定しております。賃貸用の土地及び建物に係る回収可能価額は、契約に基づく正味売却価額により算定しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式(注)	2,463	0	—	2,463

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は単元未満株式の買取りによる増加(35株)であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社整理損失引当金繰入額	260,100千円
投資有価証券評価損	53,861千円
減損損失	42,150千円
繰越欠損金	41,568千円
たな卸資産評価損	28,948千円
減価償却費	19,046千円
会員権評価損	11,562千円
長期未払金	10,810千円
未払事業税	4,641千円
資産除去債務費用	4,412千円
貸倒引当金	2,772千円
退職給付引当金	927千円
その他	3,083千円
繰延税金資産 小計	483,886千円
評価性引当額	△480,917千円
繰延税金資産 合計	2,968千円
繰延税金負債	
圧縮積立金	△37,849千円
その他有価証券評価差額金	△23,442千円
繰延税金負債 合計	△61,291千円
繰延税金資産及び負債（△）の純額	△58,323千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	Japan Power Fastening Hong Kong Limited (JPF香港)	中華人民共和国香港特别行政区	127,978千香港ドル	中国現地法人の統括	所有直接100.0%	役員1名	中国現地法人の統括	資金の貸付け(注2)	25,000	関係会社長期貸付金	325,000
								利息の受取(注2)	3,134	—	—
子会社	蘇州強力五金有限公司	中華人民共和国江蘇省	16,210千米ドル	工業用ファスナーの製造・販売	所有間接100.0%	役員3名	当社製品の加工	建築用ファスナー及びツール関連事業向け製品の購入(注1)	956,839	前渡金(注4)	477,477
								資金の貸付け(注2)	—	関係会社短期貸付金(注4)	300,000
								利息の受取(注2)	3,000	未収収益(注4)	1,779
								債務保証(注3、注4)	367,095	—	—

(2) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社及び主要株主	積水ハウス株式会社	大阪市北区	202,591百万円	セキスイハウスの設計、請負及びその関連事業、不動産の売買及び賃貸借の仲介及び代理他	被所有直接23.9%	—	当社製品の販売	建築用ファスナー及びツール関連事業向け当社製品の販売(注5)	2,288,578	電子記録債権 売掛金	355,405 211,526
								受取配当金	4,339	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 蘇州強力五金有限公司からの仕入価格については、同社における予定原価を基にして協議のうえ決定しております。

(注2) JPF香港及び蘇州強力五金有限公司への資金の貸付けの金利については、当社の調達金利を基に決定しております。

(注3) 蘇州強力五金有限公司の銀行借入及びリース債務について債務保証を行ったものであります。なお、保証料については受領しておりません。

(注4) 蘇州強力五金有限公司の事業整理に伴う損失に備えるため、850,000千円の関係会社整理損失引当金を計上し、当事業年度において、同額の関係会社整理損失引当金繰入額を計上しております。

(注5) 積水ハウス株式会社に対する販売価格については、総原価及び市場価格を勘案して個別に協議のうえ決定しております。

2. 消費税等につきましては、取引金額は税抜き、期末残高は税込みでそれぞれ表示しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

172円96銭

(2) 1株当たり当期純損失

76円05銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月17日

日本パワーファスニング株式会社
取締役会 御中

SCS国際有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 牧 辰人 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安藤裕司 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本パワーファスニング株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本パワーファスニング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月17日

日本パワーファスニング株式会社

取締役会 御中

SCS国際有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 牧 辰人 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 安藤裕司 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本パワーファスニング株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の董事及び監事等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに現地往査を実施しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人SCS国際有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人SCS国際有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月21日

日本パワーファスニング株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 小 西 良 幸 ㊞

監 査 等 委 員 本 郷 修 ㊞

監 査 等 委 員 加 藤 弘 之 ㊞

(注) 監査等委員本郷修及び加藤弘之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

当社は、早期の財務体質の健全化及び今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、減少した金額をその他資本剰余金に振り替えさせていただきたいと存じます。

- (1) 減少する準備金の項目及びその額
資本準備金 650,000,000円の全額
- (2) 準備金の額の減少が効力を生ずる日
2020年5月8日を予定しております。
- (3) 増加する剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金 650,000,000円

第2号議案 剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、以下のとおり、その他資本剰余金の額を減少させるとともに、圧縮積立金を取り崩し、繰越利益剰余金の欠損填補に充てたいと存じます。なお、本議案は、第1号議案でご審議いただく資本準備金の額の減少が効力を生ずることを条件として剰余金の処分を実施させていただき欠損填補を図るものであります。その効力は準備金の額の減少の効力発生日に生ずるものとさせていただきたいと存じます。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金 785,795,923円
圧縮積立金 85,841,648円の全額
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 871,637,571円

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役夏原健二氏は、2020年1月31日付で辞任により退任しております。つきましては、2019年8月7日に公表いたしました「第三者割当により発行される第1回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ」および「事業提携に関するお知らせ」に記載いたしました、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社との事業提携契約に基づく計画を推進し、業績回復と持続的な成長をはかるため、2名を増員することとし、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、株主総会にて陳述する特段の事項はありませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ 氏	り が	な 名	現在の当社における 地位及び担当	候補者属性
1	【再任】	ど	ひ ゆう じ 土 肥 雄 治	代表取締役会長兼社長	－
2	【再任】	かい ほ よし ひで	海 保 好 秀	専務取締役 管理本部長	－
3	【新任】	くま がい あきら	熊 谷 聡	購買部長兼海外部長	－
4	【新任】	ふる かわ のり あつ	古 川 徳 厚	－	社外取締役候補者
5	【新任】	すず き ゆう と	鈴 木 雄 斗	－	社外取締役候補者
6	【再任】	ふく し ま と し か ず	福 島 寿 和	取締役 生産本部長 兼下館工場長	－
7	【再任】	は せ べ ま さ る	長 谷 部 優	取締役 企画開発本部長	－
8	【新任】	やす だ ま さ と し	安 田 正 利	営業本部長兼住建部長	－

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株 式 数
1	ど ひ ゆう じ 土 肥 雄 治 (1950年8月23日生) 【再任】	1974年4月 株式会社神戸製鋼所入 社 1979年6月 当社取締役 1983年6月 当社常務取締役 1985年6月 当社代表取締役専務 1987年6月 当社代表取締役社長 1997年6月 当社代表取締役会長 2000年6月 当社代表取締役社長 2011年3月 当社代表取締役会長 2013年9月 当社取締役会長 2016年1月 当社代表取締役会長 2016年3月 当社代表取締役会長兼 社長（現任） [重要な兼職の状況] Japan Power Fastening Hong Kong Limited Director 蘇州強力五金有限公司 董事長	1,504,000株
【取締役候補者とした理由】 土肥雄治氏は、取締役として長年にわたり当社の経営に携わり、当社グループ全体の事業に関して豊富なマネジメント経験と幅広い知見を有しております。グループ経営戦略の再構築及び経営改革プラン（2020年2月12日公表）を着実に遂行するためには土肥雄治氏のリーダーシップが欠かせないことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株 式 数
2	かい ほ よし ひで 海 保 好 秀 (1958年11月18日生) 【再任】	1981年4月 株式会社池田銀行（現 株式会社池田泉州銀 行）入行 2008年7月 同行企画部部長 2010年5月 同行リスク統括部部長 2012年4月 当社経営企画室長 2013年4月 当社経営企画部長 2014年1月 当社執行役員経営企画 部長兼システム部長 2016年3月 当社取締役[常勤監査 等委員] 2019年3月 当社専務取締役 管理 本部長（現任） [重要な兼職の状況] 蘇州強力五金有限公司 董事	6,900株
【取締役候補者とした理由】 海保好秀氏は、金融機関での企画・管理部門の経験に加え、当社にお いても経営企画部門やシステム部門を担当し企画・管理全般に経験・知 見を有しております。2016年3月から常勤の監査等委員である取締役 として経営全般にわたっての監査・監督を担い、さらに2019年3月から は管理本部長として経理、人事・総務、システム部門を統括し当社の経 営を支えております。以上の実績・経験を踏まえ、引き続き取締役とし て選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株 式 数
3	く ま が い あきら 熊 谷 聡 (1955年8月8日生) 【新任】	1979年4月 伊藤萬株式会社入社 1991年7月 伊藤忠商事株式会社入社 1996年4月 同社マニラ支店 2001年10月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会 社 転籍 2003年12月 伊藤忠丸紅鉄鋼貿易 (北京) 有限公司 出向 2008年1月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会 社 大阪特殊鋼ステン レス部 2016年10月 当社生産本部購買部長 (現任) 2019年4月 当社海外部長 (現任) [重要な兼職の状況] 蘇州強力五金有限公司 董事	0株
【取締役候補者とした理由】 熊谷聡氏は、商社において国内外の幅広い事業に携わってきたことに加え、当社においては2016年10月から購買部長に従事、2019年4月からは海外部長を兼務しております。当社にとって課題となっている購買・物流機能並びに海外調達の強化を経営レベルで推進していくため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株 式 数
4	ふ る か わ の り あつ 古 川 徳 厚 (1981年5月1日生) 【新任】 (社外取締役)	2007年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社 2010年7月 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合(現 株式会社アドバンテッジパートナーズ) 入社 2014年12月 株式会社ピクセラ 取締役 2016年10月 株式会社エムピーキッチン 取締役(現任) 2016年10月 J-FOODS HONG KONG LIMITED DIRECTOR 2018年1月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社 出向 2018年1月 同社 取締役/プリンシパル(現任) 2019年6月 株式会社Eストアー 取締役(現任) 2019年10月 株式会社ひらまつ 取締役(現任) [重要な兼職の状況] アドバンテッジアドバイザーズ株式会社 取締役/プリンシパル	0株
【社外取締役候補者とした理由】 古川徳厚氏は、大手コンサルティング会社での経験に加え、複数の投資先の社外役員を務めてきた実績を有しております。アドバンテッジアドバイザーズ株式会社と締結した事業提携契約を遂行していくにあたり、経営に加わっていただくことが不可欠であると考え、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株 式 数
5	す ず き ゆ う と 鈴木雄斗 (1983年9月23日生) 【新任】 (社外取締役)	2009年4月 東京電力株式会社入社 2011年4月 ボストンコンサルティンググループ入社 2017年10月 同社 プリンシパル 2019年6月 株式会社アドバンテッジパートナーズ入社、 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社出向 同社 ディレクター (現任) 【重要な兼職の状況】 アドバンテッジアドバイザーズ株式 会社 ディレクター	0株
【社外取締役候補者とした理由】 鈴木雄斗氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、大手コンサルティング会社での経験に加え、複数の投資先に対して事業改善を助言・指導してきた実績を有しております。アドバンテッジアドバイザーズ株式会社と締結した事業提携契約を遂行していくにあたり、経営に加わっていただくことが不可欠であると考え、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	ふくしまとしかず 福島寿和 (1967年6月9日生) 【再任】	1992年4月 当社入社 2004年4月 当社生産本部 下館工 場長 2008年5月 当社生産本部 豊岡工 場長 2010年4月 当社生産本部 豊岡工 場長兼技術部長 2012年4月 当社生産本部 豊岡工 場長 2018年3月 当社取締役 研究開発 本部長 2019年9月 当社取締役 生産本部 長 2019年10月 当社取締役 生産本部 長兼下館工場長（現 任）	5,600株
【取締役候補者とした理由】 福島寿和氏は、当社の生産部門や技術部門において要職に従事し、生産・技術分野に精通しております。2018年3月から研究開発本部長として研究開発部門を統括、2019年9月からは生産本部長として生産部門を統括してまいりました。以上の実績・経験等を踏まえ、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株 式 数
7	は せ べ まさる 長 谷 部 優 (1966年1月26日生) 【再任】	1989年4月 サンコーテクノ株式会 社入社 2007年11月 当社入社 経営企画課 配属 2009年4月 当社マーケティング・ グループ長 2018年4月 当社商品開発担当部長 2019年3月 当社取締役 商品開発 担当 2019年4月 当社取締役 商品開発 担当兼営業企画部長 2019年9月 当社取締役 企画開発 本部長兼企画部長 2019年10月 当社取締役 企画開発 本部長（現任）	0株
【取締役候補者とした理由】 長谷部優氏は、同業の企業で培った経験と知識のもと、当社の商品開発部門の要職に従事し、マーケティング・商品開発の分野で大きな役割を果たしてまいりました。2019年3月からは取締役として商品開発を担当し、2019年9月からは企画開発本部長として企画開発部門を統括しております。新商品開発や新市場の開拓をさらに強力に推進していくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株 式 数
8	やす だ まさ とし 安 田 正 利 (1964年3月5日生) 【新任】	1986年4月 当社入社 2011年4月 当社営業本部 西部担 当部長 2016年4月 当社生産本部 滋賀事 業所長 2019年4月 当社営業本部 住建部 静岡事業所長 2020年1月 当社営業本部本部長代 行 兼 住建部長 2020年2月 当社営業本部長 兼 住 建部長 (現任)	15,200株
【取締役候補者とした理由】 安田正利氏は、当社の営業部門で営業部長や主要拠点の事業所長等要職に従事し、特に大手住宅メーカーとの関係構築に大きな役割を果たしてまいりました。以上の実績・経験等を踏まえ、今後当社の経営を担っていく人材として適任であると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 候補者 土肥雄治氏は、当社の中国子会社であるJapan Power Fastening Hong Kong LimitedのDirectorを兼務しております。当該中国子会社は、当社が100%出資しており、中国事業の統括会社であります。また、同氏は中国子会社である蘇州強力五金有限公司の董事長を兼務しております。当社は、当該中国子会社との間で製品購入等の取引関係があります。
2. 候補者 海保好秀氏は、中国子会社である蘇州強力五金有限公司の董事を兼務しております。当社は、当該中国子会社との間で製品購入等の取引関係があります。
3. 古川徳厚及び鈴木雄斗の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 古川徳厚氏は、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社の取締役/プリンシパルを兼任し、鈴木雄斗氏は、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社のディレクターを兼任しております。当社は同社と事業提携契約の締結及び、同社がサービスを提供するファンドに対し、第1回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を割当てております。
5. 古川徳厚及び鈴木雄斗の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定としており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額といたします。
6. 他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役 本郷修及び加藤弘之の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査等委員である取締役 小西良幸氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	候補者属性
1	【新任】 馬 淵 一 巳	内部監査室長	-
2	【再任】 本 郷 修	取締役 監査等委員	社外取締役 独立役員
3	【再任】 加 藤 弘 之	取締役 監査等委員	社外取締役 独立役員

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	馬 淵 一 巳 (1965年1月8日生) 【新任】	1987年4月 当社入社 2004年4月 当社経理部長 2008年4月 当社内部監査室長 2016年4月 当社管理本部副本部長 2017年4月 当社内部監査室長(現任) [重要な兼職の状況] 蘇州強力五金有限公司 監事	50,000株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 馬淵一巳氏は、当社の経理部門や内部監査部門において要職に従事し、財務・監査の分野に精通しております。以上の経験から経営全般の監査・監督を担う監査等委員である取締役として適任であると判断し、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	ほん ごう おさむ 本 郷 修 (1950年7月2日生) 【再任】 (社外取締役) (独立役員)	1976年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 1976年4月 原清法律事務所入所 1982年4月 原・本郷合同法律事務所（現 本郷・藤原法律事務所）設立 パートナー（現任） 2004年6月 当社監査役 2016年3月 当社取締役[監査等委員]（現任） 【重要な兼職の状況】 本郷・藤原法律事務所 パートナー	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 本郷修氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識・経験をもとに、長年にわたり当社の監査役、監査等委員である取締役として経営全般を監視いただくとともに、有益な助言をいただいていることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株 式 数
3	か と う ひ ろ ゆ き 加 藤 弘 之 (1956年12月 8 日生) 【再任】 (社外取締役) (独立役員)	1980年 4 月 森川会計事務所入所 1992年10月 監査法人朝日新和会 計社（現 有限責任あ ずさ監査法人）入社 1996年 4 月 公認会計士登録 2006年 9 月 加藤公認会計士事務所 開設（現任） エクジット株式会社 代表取締役（現任） 2006年10月 税理士登録 2012年 8 月 税理士法人エクジット 代表社員（現任） 2015年 6 月 株式会社ヒガシトゥエ ンティワン 取締役 2016年 3 月 当社取締役[監査等 委員]（現任） 【重要な兼職の状況】 エクジット株式会社 代表取締役 税理士法人エクジット 代表社員	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 加藤弘之氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験をもとに、監査等委員である取締役として経営全般を監視いただくとともに、有益な助言をいただいていることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 候補者 加藤弘之氏が代表を務める税理士法人エクジットと当社との間で、税務会計顧問契約を締結しておりますが年間報酬は（1,500千円）と僅少であります。
2. 他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 本郷修及び加藤弘之の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 当社は、本郷修及び加藤弘之の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 本郷修及び加藤弘之の両氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。が両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。なお、本郷修氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
6. 当社は、本郷修及び加藤弘之の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。本郷修及び加藤弘之の両氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であり、また、馬淵一巳氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区大淀中1丁目1番30号
梅田スカイビル タワーウエスト22階（会議室E）
Tel. 06-6442-0951（当社 本社）



交 通 J R 大 阪 駅 より 徒 歩 約 13 分
阪急大阪梅田駅より徒歩約14分
阪神大阪梅田駅より徒歩約15分
J R 環状線 福島駅より徒歩約13分